

放課後児童健全育成事業に係るQ&A（新規分）

【平成29年6月20日現在】

No	該当項目	質 問	回 答
1	放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブの空き時間において、一時預かり事業を実施することは可能か。	放課後児童クラブにおいて、「一時預かり事業の実施について（平成27年7月17日、27文科初第238号・雇児発0717第11号、文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）」に定める設備基準等が満たされていれば可能である。 なお、実施にあたっては、放課後児童健全育成事業の担当者と一時預かり事業の担当者が連携を図り、放課後児童クラブの運営等に支障をきたさないよう十分ご留意願いたい。
2	放課後児童健全育成事業	一時預かり事業の実施場所において、放課後児童健全育成事業の対象児童を合同で受け入れることは可能か。	職員配置や安全性などの一定の要件を満たした上で可能である。一定の要件については、「一時預かり事業の実施について（平成27年7月17日、27文科初第238号・雇児発0717第11号、文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）」を参照されたい。 なお、実施にあたっては、放課後児童健全育成事業の担当者と一時預かり事業の担当者が連携を図り、放課後児童クラブの運営等に支障をきたさないよう十分ご留意願いたい。また、利用者には利用条件（放課後児童クラブの児童がいる中での一時的預かりとなる、放課後児童クラブの中に一時預かりの児童もいる等）をよく説明した上で実施されたい。
3	放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブの開所日数について、年間を通じて250日以上開所する予定であったが、ノロウイルス等が発生し、閉所した日があったため、結果的に249日以下となった。（閉所中は、職員は消毒等の事務処理のため勤務していたが、児童の受入は行っていなかった。） 当初開所を予定していたが、やむを得ず閉所した場合は開所日数としてカウントして差し支えないか。	差し支えない。 ただし、その日は事業所の運営規程上開所としていたということ、やむを得ない理由で閉所としたことがわかるよう、書類を揃えておいていただくようご留意願いたい。
4	放課後児童健全育成事業	平成29年中に、児童数が9名になるかもしれない場合、補助金の申請はどのようになるのか。	平成29年度も、一の支援の単位を構成する児童の数が10人未満の支援の単位についての協議を行う予定であるため、当該協議にあげていただきたい。
5	放課後児童クラブ運営支援事業	放課後児童クラブ運営支援事業の賃借料補助について、平成26年度以前より運営している放課後児童クラブが、新たに民家等を借りて事業を実施する場合、支援の単位が増加しなくても受入児童数が増えれば、当該補助金の対象となり得るか。	なり得る。現在の場所では手狭で、入所を希望する児童全員が入所できないため、広い場所に移転する場合は適用されると解される。その場合、支援の単位が増えなくても、定員が増えれば適用される。ただし、老朽化が理由で移転する場合は適用できないのでご留意願いたい。
6	放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」実施要綱の4実施方法(5)について、「現在勤務している放課後児童健全育成事業所の勤続年数に加え、以下の施設・事業所における経験年数を合算することができる。」とあるが、例えば下記のような場合もキャリアアップ処遇改善事業の対象となり得るか。 例) 保育園で4年勤務し、放課後児童クラブで1年勤務 → 勤続年数通算5年	実施要綱「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の4(5)に該当する保育所であれば、対象として差し支えない。
7	放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	①処遇改善の対象となる研修は、国の実施要綱に基づく「放課後児童支援員等資質向上事業」とあるが、国庫補助を受けていない、市単独事業であっても市町村が資質向上のための研修であると認められたものであれば補助対象になるという解釈でよいか。 ②「過去に受講した研修」というのは、どの時点まで含まれるのか。子ども・子育て支援新制度が始まった平成27年度以前の研修も対象に含んでよいか。 ③「受講者名簿等の書類で受講実績を確認」というのは、例えば県が実施した研修の場合であれば、県から市町村への受講者名簿の送付するなどの方法でよいか。各個人への修了証の発行までは必須ではないという解釈でよいか。	①市単独事業の研修が、「放課後児童支援員等資質向上事業」と同程度の研修であれば、お見込みのとおり。 ②一律に対象となる受講期間をお示しすることは難しいが、実施要綱で規定している研修によって得られる直近の知識・技能と同程度の内容を得ることができる研修であれば、対象となると考える。 ③お見込みのとおり。
8	放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	<経験年数が概ね5年以上について> ①勤続年数が実期間で4年6か月しかない者でも、平成29年度中に実期間5年を満たす場合は、概ね5年として処遇改善事業の対象となるか。また、「勤続年数の期間は、当該年度の4月1日現在において算定することを基本とする。」とあるが、4月1日現在で5年を満たしていなければ処遇改善事業の対象外となるか。あるいは、年度途中で5年を満たす者であれば補助対象になるか。 <研修を受講した者について> ②経験年数5年を満たす当該年度以前に研修を受講していた場合でも、処遇改善事業の対象になり得るか。例えば放課後児童クラブの勤続年数1年目に受講していた場合、それ以降研修を受けていなくとも勤続年数5年を経過すれば処遇改善事業の対象となるか。	①実施要綱上、概ね5年以上としており自治体の判断により概ね5年以上の経験年数があると判断できれば本事業の対象として差し支えない。 ②実施要綱上に記載している研修を修了しており、且つ経験年数の要件を満たしていれば、補助対象となり得る。